

平成19年4月10日

平成19年能登半島地震に係る地方交付税
(6月定例交付分)の繰上げ交付

- 1 平成19年(2007年)能登半島地震により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。
- 2 繰上げ交付対象団体(3市4町 計7団体)

石川県 3市4町

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町

3 繰上げ交付額

七尾市	633百万円	(6月定例交付額の30%)
輪島市	570百万円	(")
珠洲市	329百万円	(")
志賀町	211百万円	(")
中能登町	249百万円	(")
穴水町	176百万円	(")
能登町	461百万円	(")
計	2,629百万円	

4 繰上げ交付日

平成19年4月12日(木)

自治財政局財政課 川崎、園田

TEL 03-5253-5111(代表)

TEL 03-5253-5612(直通)

FAX 03-5253-5615